

# 密漁品は 流通させない

うなぎの稚魚（全長13cm以下）  
を取り扱う漁業者及び漁協等の皆さまへ

令和7年12月から

水産流通適正化法※が適用されます。

※ 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」

## 目 的

違法に採捕（密漁）されたうなぎの稚魚の流通を防止

## 効 果

違法に採捕されたうなぎ稚魚の流通を防ぎ、信頼できるうなぎ稚魚のみが取り扱われることとなり、国内で養殖されるうなぎの信頼性の向上や取引の円滑化に寄与。持続的な水産資源の利用が可能に。

### ✓ 採捕事業者の届出（令和7年6月開始）

うなぎの稚魚を採捕する事業者は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）または書面にて、都道府県に対して、届出を行う必要があります。

### ✓ 漁獲番号等の伝達（令和7年12月開始）

うなぎの稚魚を販売する際は、取引ロット毎に漁獲番号を附番し、販売先に伝達する必要があります。

### ✓ 取引等記録の作成・保存（令和7年12月開始）

漁獲番号等の取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）は3年間保存してください。

## ☒ 採捕事業者の届出（令和7年6月開始）

うなぎ稚魚（全長13cm以下、以下同じ）を採捕する事業者は、下記に掲げる事項を、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）または書面にて、都道府県に対して、届出※1を行う必要があります。届出受理後、**届出番号（0から始まる7桁）**が通知されます。

- ☐ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ☐ 譲渡しの事業に係る事務所、事業所及び倉庫の所在地（該当するもの全て）
- ☐ 採捕事業の対象の種類（うなぎ稚魚）
- ☐ うなぎ稚魚を採捕する権限  
（漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等）
- ☐ 譲渡しの事業の対象の種類（うなぎ稚魚）
- ☐ 譲渡しを開始しようとする日※2

※1 販売事業を行う漁協等は、所属する漁業者に代わって届出を行うことが可能。

※2 法適用施行日の2025年12月1日以降としてください。

## ☒ 漁獲番号等の伝達（令和7年12月開始）

うなぎ稚魚を取引する場合、下記に掲げる事項を伝達する必要があります。

- ☐ 名称（取引において通常用いている名称）
- ☐ 重量又は数量（取引において通常用いている単位）
- ☐ 年月日（譲渡しをした年月日）
- ☐ 届出採捕者名（譲渡しをした届出採捕者の氏名又は届出漁協等の名称）
- ☐ **漁獲番号**※3

※3 **漁獲番号**とは、うなぎ稚魚を適法に採捕する権限を有する採捕者が、採捕したうなぎ稚魚を流通事業者等に譲り渡す取引の際に附番する**0から始まる16桁の番号**です。

|               |                |                 |              |                                             |
|---------------|----------------|-----------------|--------------|---------------------------------------------|
| (例)           | <b>届出番号</b>    | <b>取引年月日</b>    | <b>取引番号</b>  | 取引番号3桁は、事業者が任意に附番する番号で、取引実態等に合わせ柔軟に設定が可能です。 |
| <b>漁獲番号</b> ： | <u>0234567</u> | — <u>251201</u> | — <u>XXX</u> |                                             |
|               | (西暦下2桁+年月日4桁)  |                 |              |                                             |

## ☒ 取引等記録の作成・保存（令和7年12月開始）

### ☒ 発行した伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類（請求書、納品書等）に、①名称②重量又は数量③年月日④譲渡し又は引渡しをした取扱事業者名⑤漁獲番号が記載されていれば、それを3年間保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

問合せ先 水産庁裁培養殖課 Tel.03-3502-8489（内線6825）

制度の詳細は水産庁Webサイトで紹介しております。

水産庁 水産流通適正化法 |

